

役 務 取 引 に 関 す る 許 可 申 請 書

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

申請年月日 _____

申請者：
氏名又は名称及び
代表者の氏名 _____

住所又は所在地 _____

職業又は業種 _____ 担当者
電 話 _____

下記のとおり申請します。

1 許可を受ける義務が課された法律上の根拠(該当する条項すべてに○)		外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第25条第5項
	同	法 第25条第6項
	同	法 第25条の2第4項
2 取引の相手方	(1)氏名又は名称	
	(2)国 籍	
	(3)住所又は所在地	
	(4)職業又は業種	
3取引の内容		
4取引の期間		
5取引の対価		
6支払(又は支払の受領)の時期		
7取引を行おうとする理由		
8その他の事項		

上記申請は、

記名押印 _____

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
許可の有効期間	

(裏面)

(記入要領)

- 1 「1 許可を受ける義務が課された法律上の根拠」欄には、許可を受ける義務が課された役務取引の根拠規定として該当する条項に○印を付すこと。
なお、二以上の規定に基づき許可を受ける義務が課された役務取引について許可の申請を行う場合には、該当する条項すべてに○印を付すこと。
- 2 「2 取引の相手方」欄中「(3) 住所又は所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「3 取引の内容」欄には、取引の概要を具体的に記入すること。
- 4 「5 取引の対価」欄には、実際の取引通貨をもつて記入すること。
- 5 「6 支払(又は支払の受領)の時期」欄は、支払にあつては欄中「(又は支払の受領)」の字句を、支払の受領にあつては欄中「支払」の字句を消すこと。
- 6 「7 取引を行おうとする理由」欄には、その理由を簡潔に記入し、詳細について説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書を添付すること。
- 7 外国為替及び外国貿易法第25条の2第4項の規定に基づき許可を受ける義務が課された役務取引に係る許可の申請を行う場合には、「8 その他の事項」欄に、当該役務取引を指定した通知の番号及び通知年月日を記入すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。
- 9 本申請書は、日本語により作成すること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

「役務取引に関する許可申請書」の記入の手引

1. 手続概要

外為法第 25 条第 5 項または第 6 項の規定に基づき、許可義務が課された役務取引について、財務大臣の許可を取得するための手続です。

現在、許可義務が課されている役務取引については、財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm（経済制裁措置及び許可手続）をご参照ください。

2. 提出の時期

当該役務取引を行おうとする日前

3. 提出書類および提出部数

「役務取引に関する許可申請書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 通

※ 取引または行為の内容を証明する書類が必要とされる場合には、各通に添付して下さい。また、理由欄において詳細を説明する必要があるときは、理由書または説明書を各通に添付して下さい。

4. 許可内容の変更について

外為法令の規定に基づき許可を受けた役務取引の内容を変更する場合は、「許可内容の変更申請書」（3 通）を原許可証を添付して提出して下さい。

留意事項

1. 記入方法についての問合せは、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（TEL03-3277-2107、Eメール post.ind6@boj.or.jp）にて承ります。
2. 許可申請書には、取引または行為の内容を証明する書類の添付が必要とされる場合があります。
3. 日本語により記入して下さい。取引または行為の内容を証明する書類が日本語以外で記載されている場合には、日本語訳を添付して下さい。
4. 許可申請書は、次の宛先までご郵送下さい。
〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ
5. 審査結果については、財務省よりお知らせします。
財務省国際局調査課外国為替室
TEL 03-3581-4111